

中野区教育委員会会議録 平成24年第3回定例会

○開会日 平成24年1月27日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時01分

○閉 会 午後 9時15分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠 (欠席)
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

- 日程第1 第1号議案 中野区立図書館設置条例の一部改正手続について
- 日程第2 第2号議案 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則
- 第3号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第4号議案 区政情報非公開決定処分に係る異議申立てに対する決定について
- 日程第4 第5号議案 教師用指導書及び指導用教材の買入れに係る意見について

[協議事項]

- (1) 平成24年度使用教科用図書の採択について
- (2) 平成24年度中野区立学校教育の指導目標

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
  - ・ 12/17 南中野中学校の国際交流に関する授業について
  - ・ 1/13 研究発表会（第八中学校）について
  - ・ 1/16 学校保健セミナーについて
  - ・ 1/19 東京都医師会学校医委員会について
  - ・ 1/20 北原小学校訪問と小・中学校長、幼稚園長との意見交換会について
  - ・ 1/20 研究発表会（桃園第二小学校）について
  - ・ 1/27 田村市訪問及び常葉町商工業協同組合への感謝状贈呈について
  - ・ 1/27 中野区立小学校長会学校経営研修会について
  - ・ 1/27 第十中学校「思春期の性と生」に関する講演会について

(2) 事務局報告事項

- ①平成23年度事業見直し内容について（子ども教育経営担当）
- ②平成24年度の給食費について（学校教育担当）
- ③インフルエンザ様疾患による臨時休業状況について（学校教育担当）
- ④平成23年度体力調査の結果と体力向上に向けた取組について（指導室長）

中野区 教育委員会  
第 3 回定例会  
(平成 2 4 年 1 月 2 7 日)

## 午後 7 時 0 1 分開会

山田委員長

こんばんは。

ただいまから、教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、教育委員は全員出席です。

事務局職員は、事務局次長が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、議決案件及び事務局報告事項に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めています。ご了承ください。よろしくお願いいたします。

山田委員長

初めに、「夜の教育委員会」について若干説明させていただきます。

この夜の教育委員会は、さまざまな理由のため、昼間の教育委員会を傍聴しにくい方々に参加していただく機会を設けることを主な目的として実施をしております。そこで本日は、いつもの金曜日の午前 10 時から開会している教育委員会を午後 7 時から、時間を変更して開会することといたしました。

なお、本日の教育委員会が 1 月最後の教育委員会になりますので、最後に傍聴者発言の時間を設けさせていただきます。

また、日程に入る前に、傍聴の皆さんにお知らせをいたします。

本日の事務局報告事項の 1 番、「平成 23 年度事業見直し内容について」は、区議会の報告前の案件となりますので、本件に関する配布資料は後ほど回収させていただくことといたします。傍聴者の皆さんは、退席時に事務局のほうへ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

< 議決案件 >

山田委員長

まず、議決案件の審査を行います。

< 日程第 1 >

山田委員長

日程第 1、第 1 号議案「中野区立図書館設置条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「中野区立図書館設置条例の一部改正手続について」、ご説明いたします。

提案の理由といたしましては、指定管理者制度の導入に伴いまして関係規定を改めるというものでございます。

まず、本日お配りしております「中野区もみじ山文化の森施設条例新旧対照表」をご覧ください。この改正案の部分でございますけれども、第17条におきまして、中央図書館の管理及び業務内容等は、この後ご説明いたします中野区立図書館条例で定めることといたしました。次の第18条につきましても、中野区立図書館条例で定めるため削除いたします。このようにするものでございます。

次に、「中野区立図書館設置条例新旧対照表」の改正案をご覧ください。

まず、条例の名称ですけれども、これを「中野区立図書館設置条例」から「中野区立図書館条例」に改めます。

従来、中野区立図書館則に入っておりました事業、開館時間、休館日などを今回条例の第2条以下に入れました。これは、指定管理者の導入に伴いまして、規則から条例に入れるという区としての考え方をとっているものでございます。

続きまして、第3条に指定管理者に図書館の管理を行わせることができる旨の条文を入れました。

第4条におきましては、「指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする」という形でお示しいたしております。

第6条から第8条につきまして、それぞれ従前の中野区もみじ山文化の森施設条例に入っていた部分でございますが、入館の制限、損害の賠償及び減免、指定管理者に対する秘密保持義務などをここで定めております。

また、「別表（第5条関係）」をご覧ください。こちらのほうに中央図書館の開館時間の部分を加えました。

条例の施行につきましては平成25年4月1日からとしておりますが、その前に、指定管理者の指定とか、その他必要な行為はこの条例の施行前に行うことができるというものでございます。

なお、本日、参考資料といたしまして、今後のスケジュール（予定）、あるいは現行の

中野区立図書館則、図書館法の抜粋などを添付しましたので、あわせてお読み取りいただきたいと思います。

私のほうからの説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

指定管理者は、スケジュールによると、これから選定するのかと思うのですが、その決定はどのような方法でやることが予定されていますか。

中央図書館長

指定管理者の決定につきましては、いわゆるプロポーザル方式、企画提案型の公募の方式で定めていきたいと考えております。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

私からです。

指定管理者をお願いすることにする、区民に対しての一番のメリットは何でしょうか。

中央図書館長

これまでも図書館におきましてはサービスの充実においては力を入れてきたところでございますけれども、指定管理者制度を導入することにいたしまして、いわゆる民間が持つ柔軟なサービスとか、さまざまな創造的な事業を展開することができる。全体としまして、それを通して区民へのサービスの利便性の向上に資することができる、これが最大のメリットになると考えております。

山田委員長

確認いたしますが、指定管理者をお願いした場合の契約の年限は何年ごとになりますでしょうか。

中央図書館長

現在のところ、第1期という考え方をしておりますが、第1期におきましては、今のところ3年間を想定しております。

大島委員

図書館に常駐する司書の方の数とか、図書館の文化的機能が指定管理者にしたことによって今までより後退しないかというようなことを心配している方もいらっしゃるかもしれないのですが、その辺についてはどうでしょうか。

中央図書館長

これにつきましては、まず、公募をかける場合の募集要項とか仕様とか、その中で、図書館司書の充実については条件としてまず定めます。それにおきまして提案していただいて、条件のよいところを選ぶということはもちろんでございますが、運用した後、検証する仕組みというものを考えておりますので、図書館司書がどのように配置されて、どのように運用されたかということを検証する仕組みもきちっと整えていきたいと考えております。

大島委員

ということは、もちろん今おっしゃっていただいたことも含めて、全体として、図書館としての質は落ちないというか、上がるというか、そんなふうを考えてよろしいのでしょうか。

中央図書館長

全体としまして、図書館のサービスとしては向上すると考えております。なお、23区でこれまで実施した区におきましても、例えば、毎年必ず利用者のアンケート調査などを行っております。それを見ましても、85%や90%というかなり高い満足度を示しておりますので、指定管理者制度を導入しましても、サービスの質は落ちることなく、逆に向上するだろうと考えております。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

高木委員

新旧対照表の最後の附則のところで、施行期日が「平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」で、「改正後の第3条の規定による指定管理者の指定その他必要な行為は」とありますが、この「その他必要な行為」というのは、3条の中の「その他必要な行為」ということでしょうか。それとも第3条の規定以外も全部「その他必要な行為」ということなのでしょうか。スケジュールで言うと、来年の4月1日から、指定管理者になる。その前に、この中の必要なことはできるという条文だと思うのですが、その範囲がちょっとよくわからないので、ご説明をお願いします。



中央図書館長

これにつきましては、指定管理者による指定というのは当然施行前に行わなければなりません。それに伴うさまざまな事務的な手続がございますので、それらすべてを含めて行うことができるという規定にしてここに置いてあるものでございます。

山田委員長

よろしいですか。

飛鳥馬委員

今の関連ですけれども、図書館則のほうは、来年25年4月1日から施行するというところでいいのですか。図書館則のほうは日にちはどうなのでしょう。

中央図書館長

条例に移すことに伴いまして、この図書館則のほうも改正が必要になります。これにつきましても、25年4月1日に合わせまして改正していく方向で今のところは考えております。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第1号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

山田委員長

次に、日程第2に入る前に、事務局報告事項の1番目、「平成23年度事業見直し内容について」は、議決案件の第2号議案、第3号議案に関連する内容ですので、先に報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

<報告事項>

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、事務局報告の1番、「平成23年度事業見直し内容について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「平成23年度事業見直し内容について」、ご報告をいたします。

平成23年度事業見直し内容（案）につきましては、平成23年11月25日開催の第34回教育委員会定例会でご報告をさせていただきましたが、区民と区長との対話集会や電子メール等による意見募集、関係団体への説明の際に出された意見等を踏まえまして、本年1月26日に事業見直し内容が決定されましたので、教育委員会事務局と補助執行の関連事項についてご報告をいたします。

まず、資料の1ページ目でございます。1「見直し事業」の「見直し事項数及び財政効果」の総括表をご覧いただきたいと思っております。見直し事項の数は全体では74項目と、事業見直し（案）のときよりも2項目減っております。子ども教育部（教育委員会事務局）は、16項目から15項目となり、1項目減っております。これは、子ども教育部、子育て支援分野の事業である母子家庭自立支援給付、高等技能訓練促進費について、国の制度が当面継続することになったため、見直し対象外としたことによるものでございます。また、財政効果については、予算の精査の結果などにより各年度の合計額も見直しているところでございます。

2ページでございますが、事業見直し内容（案）と変更はございません。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。教育委員会事務局関係で、事業見直し内容（案）からの主な変更点をご説明いたします。上から2段目の就学援助の財政効果の金額を見直してございます。また、上から3番目の学校用務業務の見直し事項名の欄に「(職員117名分)」の記載を追加してございます。これは、右の財政効果の欄に、金額ではなく「職員数の減」とだけ記載していることから、財政効果をわかりやすく表現するために、表の一番下の欄外の説明にございますように、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数であらわすことにしたものでございます。現在、区立幼稚園を除く区立学校には117人の校務主事が勤務しており、学校用務業務等に従事していることから、業務量として「117名分」と表記したものでございます。

次に、下から2番目、「常葉少年自然の家廃止・体験学習選択制（移動教室）の導入」

でございます。平成24年度を経過期間としたため、開始年度を平成24年度から平成25年度に変更してございます。また、財政効果についても、検討の結果、見直しをしてございます。

次に、13ページをお開きください。補助執行の関連の事業でございますが、一番下の段、地域生涯学習館は、平成23年度限りでの廃止については変更ございません。

続きまして、『平成23年度事業見直し(案)』、『平成24年度予算の主な取り組み(案)』に関する区民等の意見募集の結果について、ご説明いたします。17ページをお開きください。

平成23年度事業見直し(案)等につきまして、12月8日に区役所で区民と区長の対話集会を行ってございます。また、11月24日から12月15日までの間、区民から意見募集を行ったほか、関係団体等に対して説明を行ってございます。その結果を一覧表にまとめてございます。

まず、1、「対話集会(意見交換)の実施状況」の(2)「意見等の概要」について、教育委員会関係のみご説明いたします。

No.1の区報発行の「区民からの意見」欄に『教育だより』はどうかのご質問があり、区から『教育だより』は今の形のままで変更はない」とご回答してございます。

続いて、19ページをお開きください。2「意見募集期間における意見・質問等の受付状況」でございます。合計で189件ございました。電子メール、ファクス、郵送、窓口、電話、その他の手段で、区に寄せられた意見の合計数でございます。「その他」の中には、各所管で開いた説明会で出された意見や「区民の声」による意見などが含まれてございます。教育委員会関係の意見等についてご報告をいたします。

22ページ、23ページをお開きください。No.23から25が社会科見学・遠足代の公費負担の見直しに関するご意見等でございます。詳細はお読み取りをいただきたいと思います。No.23の「公費負担の廃止により、社会科見学や遠足に行かれない家庭が出る恐れがある」というご意見に対しましては、「社会科見学・遠足代は就学援助の対象となる」と回答してございます。

No.24の『近隣区と比べて中野区のサービスは見劣りする』という声があるが、区としてどう考えるか」というご質問に対しては、「社会科見学・遠足代の全額負担を行っている区は数区あるが、大部分の区は全額私費負担や特定の学年のみ負担している状況である。区として、公費負担のあり方について十分検討した結果である」というふうにお答えをし

てございます。

No.25の「他区とのサービスのバランスを見て、転出が増えるのではないか」というご意見に対しましては、「平成22年度の社会科見学・遠足代の公費負担の実績は、児童・生徒1人当たり、小学校では約2,300円、中学校では約3,800円となっている」と回答してございます。

No.26の就学援助の見直しに関しまして、「自分は障害者だが、就学援助の見直しは困る」というご意見に対しまして、「制度の主旨から、準要保護認定基準を生活保護基準額の1.0倍に近づけることとし、現行の1.2倍から1.15倍に改定したいと考えている」と回答してございます。

No.27と28は、肢体不自由特別支援学級の見直しに関するご意見でございます。

No.27の「学級の廃止に伴い、緑野小・中学校との交流の伝統がなくなるのは残念である」というご意見に対しては、「これまでの伝統は大切にしていきたい。学校や地域との交流については、跡施設において行う重度・重複障害児対象事業の中で方策を検討していきたい」と回答してございます。

No.28の「学級に在籍する児童及び保護者の意向に沿わない廃止は行わないでほしい」というご意見に対しましては、学級の廃止に伴い、都立永福学園肢体不自由部門へ転学することとなるお子さんが安心して通学できるよう保護者と十分話し合う」と回答してございます。

補助執行している生涯学習館の廃止に関するご意見は、No.40とNo.41でございます。25ページをご覧くださいと思います。

25ページの一番下の段、No.40、「生涯学習館は地域住民の生涯学習の場である」等の理由で「存続してほしい」というご意見が出されましたが、それに対しましては、「施設利用率が少ない状態が続いており、利用団体の広がりも特に見られないため、地域生涯学習館を廃止し、学校施設として活用していく」というのが区の見解・回答でございます。

26ページの一番上の段、No.41、「地域生涯学習館の廃止はやむを得ないが、いずれ再開してほしい」とのご意見に対しましては、「今後は学校施設として活用するため再開はできない。他の施設等を利用してほしい」というのが区の見解・回答でございます。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

8 ページの学校用務業務のところ「職員117名分」「職員数の減」というのがあるのですけれども、この意味がよくわからなかったのです。今現在、117名の用務に従事する方がいるというお話ですと、この全部の方を区の職員でなくす、あるいは委託にするという趣旨なのですか。そうすると、経費が下がるというような効果があるという意味なのでしょうか。お願いします。

副参事（学校教育担当）

学校用務業務につきまして、この表記の仕方なのですけれども、「職員117名分」というのは平成23年度4月現在の職員数で、この全体の表記として統一して、人員にかかわるものについてはそれをお示しするというで記したものです。この「職員数の減」というのは、この方たちが委託によって職員でなくなるという意味では決してございません。この用務業務に今従事している職員の数を統一的に示す。ほかの業務についても同じような表記をさせていただいて、業務としての職員数の減という内容をわかりやすくするというで、統一的な表記をしたということなんです。

教育長

学校の用務業務については、今後、25年度以降委託をしていく。そこで、働く必要がなくなった職員については、解雇するとかそういうことではなくて、区の中のほかの業務に従事していくということ、結果として中野区役所全体の職員数が減っていくということなんです。

大島委員

ということは、学校用務業務の中の一部が民間委託になるという趣旨ですか。

教育長

117名は全員学校用務業務に従事しておりまして、その業務については、年度を追って段階的に、最終的には全部委託をするというふうに考えております。ですので、3年にわたって117名の職員は別の部署で仕事に従事してもらって、結果として117名の職員数が区としては削減できるということでございます。

大島委員

それで、そういう委託化によって、この学校用務業務に係る費用というのも低減するであろうという予測もあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

比較の対象としては、業務の委託の委託料と、この業務にかかわっている職員の人件費との比較ということになると思いますけれども、これについてはコスト的にはダウンする、減るというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員

用務の方を減らしていくやり方は幾つかあるのだらうと思うのですが、この案では3年間でということなのだらうと思います。簡単に言うと、平均すれば、1年間に40人ぐらいずつほかの部署にかわるということだと思いののですが、定年の方もいらっしゃるの、その分だけはほかにいなくても自然に減っていく。定年のところを不補充でやっていくやり方もあるし、こういうふうに3年とか4年とか区切ってやっていくやり方もありますので、区のやり方はいろいろとあると思うのですが、中野では3年で117名がほかの部署に移って行ってほしいということだと思いのですね。わかりました。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

飛鳥馬委員

今の質問の上のところの段ですけれども、就学援助の「私立小・中学校在籍者への支給を廃止する」ということは、現在何名ぐらいいらっしゃるかなと思いののです。人数的にはどうなのでしょう。

副参事（学校教育担当）

現在、二十数名の方が私立学校に通いながら就学援助を受けていらっしゃるという状況です。

大島委員

その続きですが。

私立に通わせている世帯に就学援助という場合、私立学校に払う学費は就学援助の対象にならないような気もするのですが、その対象の範囲はどんなものなのでしょう。

副参事（学校教育担当）

就学援助の対象につきましては、区内の就学しているお子さんと同じ基準でお支払いをまいりました。学費は対象にはなっておりません。修学旅行ですとか移動教室のようなものは、私立の場合、高額ですので、一定の上限までお支払いするというような形をとってきておりました。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

大島委員

社会科見学・遠足代などの公費負担廃止という方向のようですけれども、これについて、例えば学校の保護者の方たちに意見を聞くとか、アンケートをとるとか、あるいは、保護者の方から意見が出ているとか、反応とか、その辺は何かあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

12月の月上旬に小学校PTA連合会、それから中学校PTA連合会にご説明をしてご意見をいただいているところでございます。この意見のNo.23から25については、このときに出された意見でございます。

大島委員

全体として、現場の保護者たちの反対が強いとか、そういう雰囲気は特にはないのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この点に関しては校長会等でもご説明しているところでございますけれども、非常に強い反対があるというようなことは聞いてございません。

飛鳥馬委員

今の社会科見学・遠足の代金は就学援助の範囲に入っているのでしょうか。そうすると、ほかの子には出ないけれども、経済的に困っている方には費用はちゃんと出るということですね。

副参事（子ども教育経営担当）

社会科見学・遠足代は就学援助の対象の費目でございますので、そういった方が遠足に行けないとか、社会科見学に行けないということにはなりません。

高木委員

22ページの24番の今の遠足代のところの「区民からの意見」で、「サービス内容が見劣りする」とか、次の25番のところでも「他区とのサービスのバランスを見て、転出する」という表現があるのですが、私の個人的考えだと、公教育はサービスではないのではないかと。私学は一部、私どものような短大はサービスの部分もあるのですけれども、率直な区民感情で言うとサービスなのかなという気がするのです。ここの部分は、区民の方の表現として、多少短くなったりするのですが、その「サービス」ということをはっきりおっしゃったのかどうか、ちょっと興味があるので教えていただきたい。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、説明に対してご意見をいただいたわけですが、「サービス」という表現を使っていらして、これに関しては、教育、それから子育てのさまざまなサービスも含めて、トータルで見てというような意味合いでお使いになっておりました。

高木委員

確かに、全般的に見ると、削減ですとか、なくなるというのが多いので、区民の方としては非常に不満足な内容なのかなと思うのですが、私も実際に小学生、中学生の子どもがいて、妻などは「結構不満があるわよ」なんて小さい声で言うのです。でも、区の財政状況を見ると、ある程度はやむを得ないのかなと。立場上そう言いますし、思っています。私どもの短大も、学生数が少ない場合は、自分たちの経費で削れるものは削りますが、それ以外にも、つめに灯をともしとまでは言いませんが、何か節約をしていかないといけないのです。「学校教育部分、教育委員会の部分だけ何とかしてくれ」と、立場上、区長とお話ししたらいいですが、ほかの部分の区民サービスというか、行政が低下してもいいのかというと、そうではないので、ある程度お願いして理解していただくのかなという気がします。ただ、区民の方の「サービス」という率直な感覚を私も持たないといけないと反省しました。

山田委員長

私からです。

今回の事業見直しの内容について、削減された額は総額でどのくらいに上るのでしょうか。この資料に書いてあるとおりでよろしいのでしょうか。大まかで結構なのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

「平成23年度事業見直しの内容について」の資料の1ページ目、この「財政効果」というのが見直しの効果でございます。平成24年度の財政効果は全体で7億3,600万円ほどでございます。で、（案）の段階よりも2,000万円増えてございますけれども、25年度以降の財政効果は、（案）の段階よりも減っている。これは精査をした結果ということと、あとは、例えば子ども教育部のほうでいきますと、保育園の民営化に係る経費を、前倒しの部分もございまして、計算するとマイナスのほうが多く出るということもあるということでございます。

山田委員長



650億円の中の7億3,000万円という額、皆さん方が一生懸命捻出したこの額が多いのか少ないのか判断が分かれるところではないかと思えます。先ほど議論があった社会科見学などについても、中野区というのは都心のど真ん中にある小・中学校で、自然に親しむ機会がない、もしくは環境教育がこれから必要であるというような論点からいけば、子どもたちにしっかりと社会科見学をしてもらいたいということで今まで補助していたのかなと思うので、その辺が非常につらいところではないかと思うのです。「財政が厳しいから」という理由、もしくは「他区がそういうふうになっているから」ではなくて、中野区としてどのように考えるかということが少し抜けているのかなという気がしないではないです。ほかの区がこうしているからということではなくて、中野区として、どのような子どもたちにどのようなことを求めるのかということも必要なのではないかなと思います。

あと、保育園の民営化なども財政効果は非常に出てくるのかもしれませんが、いろいろな意味での医療的なニーズからいくとちょっと厳しいところではあるのかなという気はしております。でも、650億円の中の7億円ぐらいが捻出できたということはどのように評価されるのかなということはあるかと思えます。

あともう1点、27番の重度・重複障害の方たちとの連携もこれから図っていきたいということでもありますけれども、これはまだこれからの（案）なので……。何回もご説明に出た重度ということと子どもたちとのかかわりというのは、言葉で流すのは簡単でしょうけれども、実際にはなかなか難しいかなと思うので、この辺も十分注意をして検討していかなければいけないのではないかと考えております。

指導室のほうからは、社会科見学の位置づけというのは、今までと変わらないというか、どのような形になるのでしょうか。

指導室長

特にこのことで位置づけが変わるというものではございませんので、これまでどおり計画的に実施をしていただくものと思っております。

山田委員長

今、社会科見学というのは、中学ぐらいでは、朝から出ていかれて夕方ぐらいまで何か所か回っていくケースが多いのでしょうか。

指導室長

小学校も中学校もそのような形で、1日かけてコースを設定して回っております。

山田委員長

せっかくバスを1日貸し切るわけですから、それに対応したコースを学校独自でいろいろ研究して組まれているということの理解でよろしいですね。

ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

<議決案件>

山田委員長

それでは、議決案件の審査に戻ります。

<日程第2>

山田委員長

日程第2、第2号議案から第3号議案までの計2件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、第2号議案、第3号議案につきまして、お手元の資料に基づいて一括してご説明させていただきます。

まず、第2号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由は、中野区地域生涯学習館開放の廃止及び附属設備使用料の新設に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

裏面になりますが、改正規則（案）は、平成24年4月1日の施行となるものと、同年7月1日の施行となるものに分かれておりまして、4月1日施行となるものを第1条に、7月1日施行となるものを第2条にまとめてございます。このうち、改正規則第1条は、ただいま報告させていただきました事業見直しによる地域生涯学習館の廃止に伴うものでございますので、4月1日の施行となります。

新旧対照表では1ページ目となりますので、ご覧ください。主な改正点といたしまして、現行の規則から「中野区地域生涯学習館」の文言を削除し、また、条例から削除する予定の別表14は利用料を定めたものでございますが、この表記も削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の裏面をご覧ください。こちらは7月1日施行の改正規則第2条となります。表の右側は、ただいまの4月1日に改正された内容を踏まえたものでございまして、左側は7月1日に施行する内容となっております。内容は、1月13日の委員会でもご協議いただきましたが、中野区行政財産使用料条例の改正に伴いまして、新たに

学校開放事業で体育館の附属設備——これは冷暖房設備のことでございますが——を使用する場合の使用料が定められましたので、第4条の「使用の許可」のところにそれを含めたこと、また、第8条に係る減免規定として別表第2を設け、区が事業を実施する場合、その他三つの場合におきまして免除としたものでございます。

第2号議案については以上でございます。

続きまして、第3号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」の説明をさせていただきます。

先ほどの学校設備使用規則のほうは、本来の学校教育以外の用途に施設を使用する場合を広く規定しているものでございますが、本規則では、その中でも、学校開放事業につきましてそのあり方を定めたものでございます。

提案理由といたしましては、中野区地域生涯学習館開放の廃止、温水プール開放使用料の改定及び附属設備使用料の新設に伴いまして関係規定を整備する必要があるためでございます。こちらについても、平成24年4月1日の施行となるものが改正規則第1条、また、7月1日の施行とするものが改正規則第2条となっております。

改正規則第1条関係は、4月1日の施行分でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。学校開放の対象とする施設から「中野区地域生涯学習館」を削除し、以下、規則中の地域生涯学習館に係る表記、別表をすべて削除するものでございます。

続きまして、改正規則第2条関係、7月1日施行分の新旧対照表をご覧ください。ここには、附属設備に関する内容と温水プールの内容がございます。まず、附属設備の関連といたしましては、第10条におきまして、附属設備の使用料を条例に定めるところによるとした上で、別表第2により、その具体的学校と附属設備を定めております。第11条と別表第5において使用料の減免について規定してございます。

次に、温水プール開放使用料でございますが、区全体の施設使用料の見直しの一環といたしまして、二中、九中にごございます温水プールにおける積算結果を別表第3に反映させたものでございます。この結果、個人利用では、今回、積算後も変化がありませんでしたが、団体としてプール全体を貸し切る場合、400円引き上げで4万2,200円、1コースのみの貸し切りでは、100円引き上げて7,500円とするものでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

地域生涯学習館は、今後、学校の施設ということで使うことになるということですがけれども、ということは、地域生涯学習館であったところについて、今後、使用料というのが発生するという事はないというふうに考えていいのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

学校施設となりましたところにつきましては、使用料を取るということはありません。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

施行日が4月1日というのと7月1日というのは、規定は4月1日につくるけれども、使用料とかが発生するので、周知期間も含めて7月1日まで延びるということの理解でよろしいですね。

ありがとうございます。

特に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第2号議案から第3号議案を一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第2号議案から第3号議案までの計3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

学習スポーツ担当・浅川副参事には、本日はご出席いただきましてありがとうございました。どうぞご退席ください。

<日程第3>

山田委員長

次に、日程第3、第4号議案「区政情報非公開決定処分に係る異議申立てに関する決定について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、先に、中野区情報公開審査会の答申の内容についてご説明いたします。議案の下に答申がございますので、ご覧ください。この答申の裏面、1ページから3ページについてご説明をいたします。

まず、審査会の結論でございますが、「本件の請求情報について、文書不存在を理由に非公開とした決定は、妥当である」というものでございます。

次に、2の「異議申立ておよび審査の経緯」をご覧ください。(1)の異議申立人が2010年9月22日に中野区教育委員会に対して、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき情報公開請求を行ってございます。公開を求めた区政情報は、平成21年10月9日の第33回教育委員会定例会での当時の教育長職務代理者の議会報告に関する発言——これは口頭報告でございますが——を裏づける資料でございます。

(2)をご覧くださいと思います。実施機関——これは中野区教育委員会でございますが——は、同年10月4日、文書不存在などを理由として区政情報非公開決定をし、同月6日、通知書が到達してございます。

(3)でございます。異議申立人は、これに対して、2010年10月13日に中野区教育委員会に対して異議申立てを行いましたので、同年10月27日に、情報公開条例13条2項に基づきまして中野区情報公開審査会へ諮問をしたところでございます。

(4)でございます。平成23年12月27日に中野区情報公開審査会の答申が出されました。

以上のような経過でございます。

3の「申立人の主張要旨」は、1ページから2ページにかけて記載がございます。

(1)、「発言を裏づける資料は存在しない」との回答をしたことについて、「口頭報告について、資料を作成しているか否かは、非公開とする理由には当たらない」ことなどを主張してございます。教育委員会が情報公開審査会に対して理由説明書を提出したのに対して、異議申立人は、同年12月17日付で意見書を提出してございます。(2)のところに「申立人は、意見書において」とあるのはこの意見書でございますが、その中で、異議申立人は、「教育長職務代理者の発言を裏づける資料は存在しない」ということをみずから認めているところでございます。

なお、本答申には記載はございませんけれども、異議申立人は、同意見書の中で、「文書不存在の理由を『教育長職務代理の発言は記憶違いであるため』とするべきであった」と主張しているところでございます。

4の「実施機関の理由説明要旨」でございます。平成21年第33回教育委員会定例会における委員長、委員、教育長報告は、口頭により報告が行われており、資料は作成していないため、申立人の情報公開請求に基づく資料は存在せず、文書不存在を理由とする非公開決定は相当であるとするものでございます。なお、当該発言については、平成22年第29回教育委員会定例会において訂正されている旨、付言してございます。

5の「審査会の判断」でございます。2ページから3ページにかけてでございます。要約いたしますと、教育委員長職務代理者により口頭報告を裏づける資料は存在しないため、結論のとおり判断するというものでございます。

議案にお戻りをいただきたいと思えます。主文、すなわち結論部分として、「本件異議申立てを棄却します」とし、理由としては、2「判断」をご覧いただきたいと思えますが、情報公開審査会の答申中の「『5 審査会の判断』と同趣旨であるため、これを引用します」というものでございます。

議案のご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員

申立人の方が請求している資料は存在していないということを審査会のほうでも認めていただいて、申立人の方も、そんな資料はないと意見書に書いてあるのですね。ですから、そのとおり、「資料がないから公開できません。あなたの訴えは棄却します」でよろしいかと思うのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

委員おっしゃるとおり、この情報公開の請求の対象となっている情報、すなわち発言を裏づける資料はないというところに関しては、こちらの実施機関側も、異議申立人もこの点については争いが無い。ただ、非公開決定の理由について納得がいかないということで異議申立てがされてきたものでございます。ですので、結論的には、文書不存在ということで、非公開決定が妥当であるという答申をいただいたところでございます。

大島委員

ここに「意見書」というのが出てくるのですが、ここで言う意見書というのは、申立人の方がつくった意見書という意味なのかどうかという質問が一つ。もしそうだとすると、その中では、申立ての理由についてどういうふうに言っていたのか。もしかすると、答えが

重複するかもしれないのですけれども、もう一度説明していただいてもいいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

この答申でございます意見書というのは、異議申立人が情報公開審査会に提出をした意見書でございます。私ども実施機関のほうからも「理由説明書」ということで審査会のほうに提出してございますけれども、それに対する意見書ということでございます。

大島委員

その意見書の内容としては、先ほどのお答えにあったかもしれないのですけれども、文書は存在しないということは自分も認める、でも、何が納得できないというのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

文書不存在とした理由を異議申立人が主張するには、『教育長職務代理の発言は記憶違いであるために文書不存在である』というふうにするべきであった」というふうに主張しているところでございます。

飛鳥馬委員

この訴えられた方が納得しないで裁判ということになれば、相手は教育委員会ということですが、事務局というよりも、このメンバー、教育委員会が対応するということですか。仮定の場合ですけれども。教育委員会そのものが訴えられるわけですね。4号議案の2枚目の最後に4行ありますが、そういうことを言っているわけではないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

この異議申立てを棄却する決定に対しては、この異議申立てを棄却するという決定自体が行政処分でございますので、その行政処分の取り消しを求める訴えを裁判所に提起することができるということでございますが、中野区を被告として提起するということになりますので、そういうことができること、そのためには6カ月以内に訴えを提起しなければならないということを教示する、異議申立人に教えるという部分でございます。

飛鳥馬委員

それは示さなければいけないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは教示しなければならないということになっております。

飛鳥馬委員

訴えられた場合、対応するのは、この教育委員5人ではなくてどういうふうになるのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

区として訴訟に対応するということになります。

山田委員長

今日の資料にある、中野区情報公開審査会という審査会があるのですが、この審査会というのは、審査の件数はかなり多いのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

具体的に何件という数字は今持ってございませんけれども、非常に綿密に1件ずつ審査していくというふうに聞いております。案件が多数あるために、この件でも諮問してから答申まで1年以上かかっているわけですが、そういった形で1件1件丁寧に審査をされているというふうに聞いております。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第4号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第4>

山田委員長

次に、日程第4、第5号議案「教師用指導書及び指導用教材の買入に係る意見について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第5号議案「教師用指導書及び指導用教材の買入に係る意見について」、ご説明いたします。

来年度から使用いたします教師用指導書及び指導用教材の買入れにつきましては、2枚目にございますように、総額が2,430万2,460円と2,000万を超えております。そこで区長に契約締結を依頼しているところですが、あわせて、2,000万を超えるということ



から、議会の議決を要する契約案件というふうになってございます。そこで、地教行法29条に基づきまして、区長から教育委員会に対して意見を求められているというものでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

総額2,400万円という、単純に割って1冊2万円ぐらいか、それに近いような金額になるのかなと思うので、随分高額だなというような印象があるのです。こういう教師用の指導書という、教科書がどここの会社のものと決まっていると、この指導書をつくる会社も1社だけに初めから決まっているということになるのかどうか、それもお聞きしたいのです。そうだとすると、いわば独占状態の契約になるのかなと。高くても、ほかに選択の余地がないから受け入れざるを得ないとかというようなことがあるのかというようなことも何となく印象として頭にあって、これの価格が適切かどうかというのはどうなのでしょう。それについてご意見があれば。

指導室長

おっしゃるとおり、昨年度、また今年度と採択をしていただいたわけでありましてけれども、その採択した教科書に基づいた指導書を買入れるという必要がございます。したがって、ある会社がつくった教科書については、その会社しか指導書をつくらないということになりますので、ほかからは発行できないというのが実際のところであります。

また、いわば受注生産のような形になります。結局、採択があった数だけ生産をすることで、これは一般図書ではございませんので、一般の方が購入できるというものはございません。また、買入れるルートも決まっております。一般の書店ではなく、教科書の供給会社から買入れるということになってございます。

単価のことでございますけれども、ご指摘のように、高いものと3万円近くするものもございます。それは、やはりCD-ROMがついていたりとか、いろいろな教材がついているということもございしますが、安いものでも1冊7,000円——3,800円というものもございまして、かなり高額になっています。

また、それぞれの教科書、例えば小学校の国語、中学校の国語1冊についても、何冊かの指導書がついているというような状況がございますので、学校にそれぞれ選んでいただ

いているところですが、総額になるとこういう額になるというものであります。

飛鳥馬委員

今ご説明がありました指導書、いわゆる本になっているもの以外の指導用教材は、今、CDというのが一つ出てきましたけれども、ほかに何かございますか。

指導室長

今回、デジタル教科書をご要望に応じて買い求めているところでございます。これは単価が7万円近くするものもございます。

飛鳥馬委員

それは、教科によってそういうのがあるのとないのとあると思うのですが、学校から「こういうデジタル教科書が欲しい」という希望があるのか、あるいは、指導室で必要だからそろえて「これを使ってほしい」と言っているのか、その辺の細かいところはどのような事情なのでしょうか。

指導室長

大型テレビも導入されたことでございますし、また、発達障害のお子さんもいる関係から、ビジュアルでお見せする教科書というのでしょうか、教材があるということは望ましいところであります。先ほどお話ししたように、単価がかなり高うございますので、各学校からもご要望があるところですが、それを少し精査して、ここまで抑えたということがございます。

高木委員

地教行法の29条ですと、「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分」というのと「その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」の二つについて、「議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」。ちょっとよくわからないのは、私のイメージだと、歳入歳出予算というと、予算案の教育の部分全部の意見を聞くようなイメージだったのですが、この案件というのは、前者の歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分なのですか。それとも、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件のどちらなのですかというのが一つ。

もう一つは、29条の規定というのは、地方公共団体の長に教育委員会の意見を聞くことを義務づける文言ですよね。これというのは、教育委員会から「買ってください」という案件だと思うのです。ですから、正式な流れとしては、教育委員会から「買ってください」と。で、区長部局のほうかどこかわからないですけども、議案を作成します。議案を作

成した段階で、たとえ教育委員会から要望があったものでも一たん教育委員会のほうに意見を聞く。で、戻して諮るという流れでよろしいのでしょうか。

指導室長

1点目でございますけれども、「その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」ということで了解をしています。後者については、委員おっしゃるとおりでございます。

高木委員

了解しました。

山田委員長

実際に教師用の指導書、CDがあつたり、デジタル化されたり、これを学校の中の現場では相当鍛錬してというか熟知して、かみ砕いて使っていくということにこれから何年間にわたってなっていくのでしょうかけれども、現場としてどのような形で取り入れているのか、ちょっとだけ教えていただけませんかでしょうか。

指導室長

小学校も中学校も若手教員が増えてまいりました。教材研究の第一がまず教科書でございますので、学習指導要領ももちろんですけれども、この指導書をもとに教材研究することになります。特に小学校の場合、ほとんどの担任がすべての教科を担当することもございますので、利用率はかなり高うございます。中学校につきましても、それぞれ専門性の分野ではありますけれども、教科書も変わりましたので、その教科書の扱いについて、また教材の扱いについてはそこがよりどころになっているというふうに思っております。

山田委員長

小学校とか中学校で教育研究会という組織をつくっていると思うのですがけれども、そのようなところでも活用されていくということの理解でよろしいですか。

指導室長

各研究会の中で研究授業をいたします。その際、やはり指導案等をつくるわけですがけれども、その教材研究のもととしてよりどころになるというものでございます。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定します。

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

協議事項第1番、「平成24年度使用教科用図書の採択について」の協議を進めます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、「平成24年度使用教科用図書の採択について」、ご説明をいたします。

来年度使用いたします特別支援学級で使いますいわゆる一般図書につきましては、夏にご採択をいただいたところがございますけれども、そこにお示しいたしました4種類の教科書、図書につきましては品切れ及び絶版の状態であることが判明をいたしました。そこで、新たに学校に聴取いたしまして、2番がございます本を代替として目録の中から選びまして、採択をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

特別支援に関係する教科書ですので、品切れや、なくなったりということでのご提案だと思いますけれども、よろしいですか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、この件につきましては、今後の定例会で改めて議案として審査したいと思

ますので、事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いいたします。

協議事項第2番、「平成24年度中野区立学校教育の指導目標」についての協議を進めます。

事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、「平成24年度中野区立学校教育の指導目標」について、ご説明をいたします。

このことにつきましては、来年度の教育課程につきまして現在編成をしているところでございますけれども、その基本となる考え方を各学校にお示しするものでございます。

I「指導目標」、II「基本方針」につきましては、今年度と変更はございません。下の部分でございますけれども、III「平成24年度の重点」についてご説明をいたします。裏面に新旧対照表がございますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。

まず、(1)でございますが、「各教科等の指導において、言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を育成する」というものにつきましては今年度と変わりません。新しい学習指導要領の柱でございます「言語活動の充実」ということにつきましては、来年度より中学校が全面実施となりますので、それに合わせて変更をしていないというものでございます。

(2)でございますが、これは、現行のものに家庭との連携の部分をつけ足しました。「学習評価に基づいた指導の工夫を図るとともに、家庭と連携し、学習内容の確実な定着を図る」というふうにいたしました。家庭との連携ということで、家庭学習ですとか、学習習慣の確立というようなものをねらっているものでございます。また、学校で習ったことを家庭で改めて勉強することでさらに定着を図る。また、みずから学ぶ姿勢だとか意欲を育てるという視点でこの文言を追加いたしました。

(3)でございますが、ここには「意図的・計画的」という言葉を入れてございます。今年度も学びの連続性ということで、保・幼・小、小・中の連携等をお願いしているところがありますけれども、改めまして、「発達の段階や、学びの連続性をふまえ、意図的・計画的な教育活動を推進する」といたしまして、より計画的・意図的にこの連携が進むようにという思いを込めて文言を追加しているところでございます。連続性というふうになりますと、また連携ということを考えますと、どうしても学校間ということを考えがちでございますけれども、それだけでなく、意図的・計画的な背景には、教科間ですとか学年間、または単元の間という横のものもあわせて考えていただくという視点でお示ししていると

ころでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

前もいろいろな議論をしたときに、家庭学習の充実ということをかなり議論したことがあるのですが、これをきちんと表記したということが2番に書かれております。実際には、現状では、家庭教育の充実、いろいろ課題はあるかと思うのですが、具体的にはどのようなことが行われているかお知らせいただけませんか。

指導室長

今、教育委員会、指導室としても作成をしているところでございますけれども、「家庭学習のてびき」というものを各学校が作り始めています。何校かがもう既に、家庭学習はこんなふうにやったらどうだろうかというのを児童・生徒及び家庭に示して、それに基づいて、家庭との連携の中で学習内容を定着しようという動きが進んでおります。また、特に中学校を中心にいたしまして、計画的に宿題を出していこうという動きもございます。小学校ですと、どうしても担任が最初から最後まで見るということもありまして、担任の思いがあるわけですが、中学校はその辺は今かなり組織的にできてきているところでございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

高木委員

24年度の指導目標はこれでいいと思うのですが、指導目標や基本方針というのは、基本的にそんなにころころ変わると教育の継続性でまずいと思うのですが、「重点」といったときに、内容が姿勢とか方針のようなものにどうしてもなってしまうと思うのです。今日も午後は短期大学基準協会で短大の第三者評価の新しい評価・基準づくりの会議をしてきたのですが、文部科学省でも、大学に対しても「学生の学習成果は可視化せよ」「目に見えるようにしろ」「測定可能なものにしろ」と。私も学校に戻ってそういう話をする、「学長、教育なんていうのは1年や2年で成果は見えないんです」と。「でも、そういうわけにいかないの」と話をするのです。今後、一足飛びにはなかなか難しいと思いますし、

小学校、中学校ではもちろん違います。幼稚園もありますし。小学校では、低学年、中学年、高学年で違うと思うのですが、重点に関しては、今後、測定可能な、もう少し具体的なものにしていかないといけないのでは。それは、大学、短大だけではなくて、やはり小学校、中学校、初等中等教育のほうが可視化とか成果とかというのを言われるので、今後はそれをもうちょっと考えていただけないかなと思います。

要望ですので、返事は結構です。

大島委員

「重点」というときには、言葉のとおり、特にいろいろな目標とか方針とかでやりたいこととかはいっぱいあるのだけれども、24年はここを重点にやってみますというような意味かと思うのです。そういう意味で、いろいろなことを詰め込むと印象が薄くなってしまふ。今、指導室長がご説明になったことは非常にもっともなことで、別に内容に異議はないのです。例えば(2)にしても、「指導の工夫を図る」ということと、「家庭と連携する」、で、「学習内容の確実な定着」というふうに文言でいっても三つのことが入っている。こういうふうにしてしまうと、あれもこれもということ、重点というにはちょっと詰め込み過ぎみたいな印象もちよっとあります。(3)にしても、「学びの連続性」ということはいいのですけれども、「意図的・計画的な教育活動」というと、これもまたちよっと欲張りで、詰め込み過ぎ的な感じがします。いずれも大事なことで、みんなやりたいという気持ちはあるので、「これを削りなさい」とまで言う気持ちはないのですけれども、今年はこれというふうにしてはどうなのでしょう。余り絞ってしまっても、ほかのことはやらないというわけではないということで、難しいのかと思いますけれども。

指導室長

これをお示しいたしまして、各学校が一番には教育課程を編成する。その前に、学校長としての経営方針、学校経営計画を作成するわけですので、その際に、学校として何を重点にするかということをご判断いただくということがございます。また、(2)や(3)につきましても、今年度のものにさらに追加をしたということで、今年度は小学校が全面実施になったところでもあります。評価については研究していただいているところですが、さらに子どもたちに確かな学力を身につけていくためには家庭との連携が必要だということをごここであえて強調して行って、これは学習指導要領にも書かれていることですので、学習習慣の確立ということも含めて、(2)にはそんな思いを込めてございます。

また、(3)につきましても、これまで多くの連携だとか交流だとかということがされてま

いりましたけれども、どちらかというと、その場限りのような部分もございました。それについては、やはり意図的・計画的にやっていかないと教育としては成り立たないということがありますので、あえてそこに言葉を追加したということでございます。

大島委員

今のような指導室長のご説明を聞くと、なるほどなということ、その思いと申しますか、意図するところはよくわかりましたし、それはもつともだなということ、賛成いたします。

山田委員長

「指導目標（案）」と出ていて、この時期なのですからけれども、例えば、私、学校医をやっていますので、学校安全計画なるものは保健主事、養護教員などが1月の初めぐらいに持ってくるのです。ということは、こういった大きなところはなるべく早く示さないと、学校の経営的なところから来る目標を定めるのに、今の時期では時間的に少し遅いのではないかという気がいたしますけれども、その点はいかがでしょう。

指導室長

ご指摘のとおりでございます、教育課程説明会で、この（案）の段階で大体の説明はしてございます。そういう意味では、少し前に確定して、確定したものを示すというのが一番いいかなというふうに思っております。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備を進めていただくようお願いいたします。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、1月13日の第1回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告い



たします。

1月13日金曜日、第八中学校の研究発表会がございまして、飛鳥馬委員が出席いたしました。

1月20日、教育委員会第2回定例会として、北原小学校訪問と、小・中学校長、幼稚園長との意見交換会がありまして、委員全員が出席いたしました。

1月20日、桃園第二小学校研究発表会がありまして、大島委員、飛鳥馬委員、教育長が出席いたしました。

1月27日、本日ですけれども、中野区立小学校長会学校経営研修会がありまして、飛鳥馬委員が出席をいたしました。

私からの報告は以上です。

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問等がございましたらお願いいたします。

では、私のほうからです。

1月19日に東京都医師会の学校医の委員会がございました。前も少しお話をしたことがあると思うのですが、実は感染症の対策の中での「学校における今後の結核対策について」というのが文部科学省から9月1日付で出されておりました。その中で、今年中に技術的な内容を踏まえた事務に関するマニュアルを作成することとしているということだったので、漏れ聞くところによりますと、現行の結核検診の評価の中で、小・中学校約1,000万人の間診をとって、6年間で発見された患者数が19名である。ということ、その労力に比べて患者発見数が少なく、現行の手法には課題があるということ踏まえて、マニュアルを作成するというふうに9月1日に出ているのですが、その後通知がないということで、この委員会でも東京都の担当のドクターにお話をお伺いしました。結局のところは、「現在のところ、マニュアルがまだ発行されていない」ということですので、今年度も同じように結核検診用の間診票が使われてくるのだろうというふうに思っています。文部科学省は、保健調査票の中に間診票を組み入れて使ってもいいというようなことを案としては示しておりますが、来年からはそういうふうに変ってくるのかなと。これが変わりますと、例えば、結核対策委員会の設置についてもちょっと議論があったところだと思いますけれども、次年度は同じようにそのまま続けられるのかなというふうに私は思っております。

それから、12月に東京都の学校保健会が校長に対しての研修会を行っていて、これが学校に求められる安全教育というところございまして。これからの安全教育について、校

長会の中で、危険の予測だとか回避のことについての研修が行われたということですが、その中で、3月11日の東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等に関する調査結果をまとめております。なかなか興味あるものだと思います。こういったことを踏まえて、今後、今日も昼間に地震があつて、私はたまたま第十中学校に行っていたのですが、緊急地震速報が入りまして、10秒、9秒、8秒とカウントダウンして、震度3でしたと出るのでありますが、そういったことを踏まえて、今後、3月11日を振り返って、その時間だとか場所とか、そういうことによって児童の安全にどのように影響するのかということがもまれてくるのではないかなと思います。そういった研修がやられたということでもあります。

最後ですが、時期がちょっとずれましたが、1月16日に学校保健セミナーというのがありました。これは千葉の心理教育の先生がお話をされたのですが、この主催は、東京都予防医学協会というところでやっています、「自立に向け子供たちが身につけるべき三つのこと—アニメ『千と千尋の神隠し』を通して」ということで、おもしろそうだったので聞いてまいりました。私は、あのアニメをそんなによくは知らないのですが、あの映画に書かれていることは、必要なことは、「生きている実感を得るためには人様のお役に立つことをする職業につけ」ということですね。2番、「あいさつをする」。「千と千尋」でも、きちんとあいさつをしろというのが最初に出てきたと思います。3番、「ルールを守る」。この三つが「千と千尋の神隠し」に描かれたこと。このようなテーマでお話がありました。

あの監督のアニメは、そういうことで世界的に評価されているのだなというふうに見直したわけでございます。また機会がありましたらもう一度見直してみたいかなと思っております。

それから、本日、第十中学校に招かれまして、2年生の生徒40名と、保護者が4、5名いらっしやっていましたけれども、「思春期の生と性」ということでお話をさせていただきました。子どもたちは非常に熱心に聞いてくださって、最後に何と、「何でH I Vの感染者の人は発症するまでに30年も40年もかかるんだ」という質問を受けました。それから、「女の子だから生理があるのだけれども、生理に伴う症状はどうしたら乗り切ることができますか」というようなご質問がありました。生徒たちも非常に一生懸命聞いてくれて、いろいろ質問を受けて、非常に楽しい時間を過ごすことができました。

私からの報告は以上です。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

特にございません。

山田委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私、13日に八中の研究発表に行きましたけれども、ITですね。前にも1回見ているのですけれども、かなりよく活用されているなという気がしました。先生方が書画カメラを中心にいろいろ活用されていました。講師の先生が講評の中で「電子黒板と普通のホワイトボードを使って、両方を生かして併用したほうがいい」と言ってくれて、わかりやすかったのは、電子黒板、コンピュータ、テレビも同じだとも思うのですが、「そういうものは、動きがわかる。構造がわかる。仕組みがわかる。非常にいいんです」と。「でも、すぐ消えてしまう。1時間終わったら、『あっ、わかった』と言って消えてしまうと何もなくなってしまうので、1時間何をやったかというのが初めからわかるように、昔の板書みたいにホワイトボードにそれをもう1回書いてあげることが大事ですよ。項目だけでいいので消さないで書いておくと、それが1時間終わったときにわかるので、定着というか記憶に残る。そういう活用があるでしょう」ということ。電子黒板のある教室は、電子黒板が昔の黒板の3分の2ぐらいとってしまって、書くところが少なかったのですけれども、先生方が工夫して、ホワイトボードみたいなものをもう一つつけ足して、幅がちょっと狭かったですけれども、長めにしてそこに書いていましたので、工夫しているなということがわかりました。

それから、20日は、ほかの方が行かれていますので省略します。

今日は、小学校の校長先生の研究発表があって、分科会が四つありました。例年、大体同じようにやっているのですが、「教育課程」「教員の学校経営参画」「特別支援」「連携教育」ということでした。

「教育課程」は、発表の中で、今年特に土曜授業ということで、土曜授業と英語活動を各学校でどうしているか、これからどうするのかというような話を発表していました。分科会でもそうしていたと思うのです。

私、「教員の学校経営参画」ということを特に見たのですけれども、校長先生方は、なるべく初任の先生からベテランの先生まで全部学校経営に参画してほしいと思っているわけですが、なかなかうまくいかない部分もあるようです。学校は一生懸命やっているの

すが、興味深かったのは、地域の評議員の方でも「何で一般の先生が参画するの？」みたいな感じに思っている人がいる。全員ではないのですけれども。「学校経営というのは校長と副校長でやるんじゃないの？ 何で駆け出しの先生までやらなきゃいけないの？」みたいなのところがある。全部ではないと思うのです。「それを理解してもらおうよう説明している」と言っていましたけれども、地域の方の中にそういう方もいるかもしれません。

あとは、「特別支援」は「いろいろな障害をお持ちの方がいて、子どもたちが増えているので、子どもたちのニーズに応じた指導、支援をどうするか」とか、「研修を十分積まれていない先生方もいるので、研修を積ませることが非常に大変だ」というようなことを言っていました。

「連携教育」は、小学校は特に、今日は幼稚園と保育園との連携ですね。結構いろいろなことをやっているのですけれども、区に対しては、そういう連携をするためにコーディネート的なことをやってほしいということ。

あと、どこの分科会も「時間がないんです」ということを盛んに言っていました。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

1月20日金曜日に桃園第二小学校の研究発表会が行われまして、我々教育委員が3人行ったわけです。道徳の授業を中心に研究をしたということで、当日は、まず各クラスで道徳の授業がありました。これはクラスごとにテーマを決めてやっていたので、それぞれ違うのですが、ご紹介するとおもしろいのですけれども、たくさんあるので省略します。いずれも、ルールを守るとか、相手の気持ちに立って考えるとか、いろいろな道徳的なテーマがあつてとてもよかったですと思います。

その後で研究発表があり、また、その後、ネパールの方の講演があつたのですが、ネパールでは義務教育というものはないということをお聞きしました。小学校、中学校、高校という教育制度はあるのですけれども、年数が少ないということもありますし、何せ義務教育でないので学校に行っていない子もいるというようなこととか、日本と大分違う厳しい状況の中で生活をしているというようなことのようなようでした。大変興味深いお話も伺いました。

それから、ちょっと時がさかのぼってしまつて大変申しわけありません。前にご報告す

べきところだったのですが、前回の報告で漏れてしまったので……。

昨年の12月17日土曜日のことなのですけれども、南中野中学校で留学生の方を講師に招いての国際交流の授業がありまして、おもしろそうだなと思いましたので、私も参観させていただいたのです。2時間使った授業で、中国、マレーシア、グルジアという3カ国から、今、それぞれ日本の大学とか大学院で勉強されているという3人の講師の方をお呼びして……。中国とマレーシアの方は女性、グルジアの方は男性だったのですけれども、民族衣装を持ってきて見せてくださったり、いろいろな写真を提示しながら生活の様子とか、食べ物のことだとか、国内の民族の様子だとか、これもそれぞれとてもおもしろくて……。日本ではなかなか想像がついていないような興味深い生活の仕方、食べ物のこと、風習とかがあって、世界に目を見開かされたということで大変おもしろかったです。グルジアというのは、日本にはちょっとなじみのない国だと思うのですが、コーカサス地方に近いところであって、この方も内戦状態のときには銃をとったりして、身の危険も感じたとか、そんなお話をされていました。将来はグルジアの在日大使になって、日本とグルジアのかけ橋になりたいとかいうお話もあったりして、ぜひ頑張ってもらってほしいなと思ったり、すごくよかったです。各学校で、こういう日本にいらっしゃる外国の方をお招きして話を聞くなどという機会をたくさん設けると、生徒たちにとっても見聞がすごく広がっていいのではないかと思った次第です。

報告が大変遅くなって申しわけありませんでした。以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

本日ですが、田村市のほうに学校・地域連携担当副参事と一緒にに行ってきました。本日も報告をした事業の見直しが実は昨日付で区として決定をしております、可及的速やかに常葉のほうにその状況をお話にいきました。富塚市長さんとお会いした後、商工事業協同組合の方々に教育委員会の感謝状を差し上げてまいりましたので、改めてご報告をさせていただきます。

そのほか、私どもとしては今後も引き続き交流をしたいということで、経営室の経営担当の高橋副参事が友好姉妹都市の担当をしております。また、にぎわい・文化担当という副参事がいるのですけれども、滝瀬副参事のほうが「今後、『にぎわいフェスタ』ですとか『里・まち連携』ということで、中野駅周辺もこの春には大きな公園もできますので、

そうしたところを活用した取り組みにご参加いただきたい」と。あちらの側の方も「前向きに検討してみます」ということで、引き続き姉妹都市の提携を、特に震災で支援ということもありましたので、「お互いにこれからも協力関係でいきましょう」ということで友好的にお話しをさせていただきました。あわせて、江古田小学校PTAが130周年のときに寄附で集めたお金がありましたので、それを義援金としてお持ちしたということでご報告させていただきます。

以上です。

山田委員長

各委員からの報告につきましてご発言等ありましたらお願いいたします。

高木委員

今、委員長と教育長から震災のお話が出たと思うのですが、もうすぐ1年たって3月11日が来ると思うのですけれども、中野区教育委員会、あるいは中野区として何か学校等やる予定というのはあるのでしょうか。当日は日曜日なので、多分、国として黙禱しようとかというのがあると思うのですけれども。学校によっては何かやると思うのですが、予定があれば教えていただきたい。

教育長

今のところは特に考えていませんが、校長会等で指導室長のほうから「そうした取り組みがあれば」というお話はさせていただいております。

指導室長

3月10日が第2土曜日になりますので、前日ではありますけれども、登校日になっております。そこで、校長会からもお話がございまして、今、具体的に学校がいろいろ考えているようでありますけれども、指導室としてはこんな取り組みをということで少し例示をしたいというふうに思っています。ある中学校では、実際に被災地に派遣された警察の方のお話を聞く場を設けるとか、そんなことも今考えているところでございます。

高木委員

無理に教育委員会として統一的な行事をやるということではないのですが、そういう機会があるのであれば、教育委員会としても後押しをして、できるだけ現場に負担のない範囲でも。こういうことというのは、1年や2年たつとどんどん風化していつてしまいますので。被災地では、夏にはあんなに多く来たボランティアが、今は手が少なくなっている。冬になってもまだ瓦れきが残っているようなところもあると聞いていますので、後押

しはぜひやったらいいかなと思います。

山田委員長

教育長が田村市に出向かれたということですから、姉妹都市ということで、前から田村市とは一緒にいろいろやっていたわけです。福島県という県が原発をつくっていただいた。それは全部東京都民のためにつくってくれた、そしてあの事故ですよね。今の福島の現状からすれば、子どもが住めない状況ということがあるではないですか。そうすると、どこの都市の中でも、子どもがいなければ、地域としての活性もなければ未来もないということで非常につらい。そういったところで、中野区がせっかく姉妹都市として提携しているのであれば、それは常に頭の中に置いて、田村市に向けて何か私たちもこれから取り組まなければいけないのかなというふうに強く感じます。

実は私は震災後1週間後に富塚市長にお会いしていて、非常に大変な毎日を送られていました。お元気になられているかと思えますけれども、田村市として今後やっていかなければならない問題がまだまだたくさんありますでしょうし、大変なことではないかなと思っております。

今日は向こうは雪でしたか。

教育長

私たちが行っているときも結構しんしんと積もってきておりました。温度が大分違いますので。仮設住宅も市内に建てているということもありますので、まだまだご苦労は続きます。「フェスティバルにおいでください」というお話もしたのですが、「中野区で福島のものを受け入れてもらえるのだろうか」と素朴にご心配もされていますので、行政として、「区としても積極的に、福島の被災地支援という立場から受け入れしますし、PRもします」というお話もさせていただきました。

山田委員長

ほかにご意見、ご発言ございますか。

(発言する者なし)

<事務局報告事項>

山田委員長

ご発言がないようでしたら、事務局の報告に移ります。

事務局報告第2番目、「中野区立小中学校の給食費の検討結果について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿ってご報告をいたします。「平成24年度の給食費について」ということとでございます。12月に学校給食運営委員会の検討結果がまとまりましたということで報告をさせていただきました。その後、PTAの皆さんですとか、広くご意見を伺いまして、伺ったご意見も踏まえながら検討して、改定の考え方をまとめましたので、ご報告いたします。

お手元の資料につきまして、検討の経過等につきましては、以前の検討結果がまとまりましたというご報告の内容とほぼ内容でございます。ご報告については省略させていただきます。

2番目の「給食費の現状と食材の価格変動」等につきましても、(1)(2)につきましては検討結果をお示ししております。

裏面の(3)の部分で、学校給食運営委員会のほうで摂取基準を満たす給食の平均1食単価というのを22年の食材価格をもとに分析しておりました。そちらにつきまして掲載をさせていただいております。1食単価につきましては、低学年、中学年、高学年、中学ということで、こちらにお示した金額というふうに積算して算出をしております。

(4)につきましては、検討結果がまとまりましたというご報告と同じ内容でございます。現行の給食費の範囲内で献立をつくるための工夫をしまいつておりますけれども、ここに掲げましたような五つほどの影響が出ているということで、見直しの検討を進める必要があるということでご報告をした部分でございます。

今回、3として「給食費の改定」ということをまとめましたのでご報告いたします。上記の(3)のところで示しました食品別の経費から算出した1食単価ですとか、(2)でお示しましたような価格変動ですとか、そういったものの分析を踏まえまして、あと、現行の給食による献立の影響を解消するということの必要性を踏まえて、1食単価15円の値上げを行うということにいたしました。

平成24年度の給食費の月額につきましては、この表にお示しましたように、回数の増も見込んだ上ですけれども、平均では340円から400円程度の値上げになるということでございます。

なお、月額の給食費につきましては、学校ごとに年間の計画を立てて給食の回数を決めておりますので、その回数によって、学校によって異なってくるということになりますけれども、今回は年間の回数については最大回数というのを見込んで算出した金額となっております。



おります。

今後ですけれども、こちらのご報告とあわせて、1月31日に委員会のほうにもご報告をさせていただく予定です。その後、保護者の方への周知を図っていくということを考えております。

以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

高木委員

値上げについてはある程度やむを得ないのかなと思うのです。ただ、今、いろいろな意味で食の安全ということに区民の方、保護者の方もすごく敏感になっていて、それに対して、各学校で努力はしていると思うのですけれども、教育委員会としてどういうスタンスで学校給食をやっているのだというのがいま一つ出せていないと思うのです。ですから、「食材の価格が上がりました」「栄養基準を満たせません」「伝統食の回数を減らしました」と。悪くいうと、全部エクスキューズになってしまっている。実際そうだと思うのですけれども、中野区の教育委員会としては、「中野区の学校給食をこういうふうにしますよ」というのをもうちょっと出せないのかなと思うのです。

例えば、足立区はおもしろいのです。学務課に「おいしい給食担当」というのがあって、担当といっても、多分お1人とかお2人でやられていると思うのですけれども、ホームページで、「なぜおいしい給食が必要なのか」と。「足立区の給食は、できたてを提供するために各校調理方式をとり、天然だし・薄味を基本とし、すべて食材から調理しています」と。中野区も同じようなことをやっていると思うのですけれども、毎回、我々はすごく奥ゆかしいというかアピールが下手だという自戒があるのですね。

また、『変な給食』という本があって、今度、『もっと変な給食』というのが出まして、見まして、これを買ってしまいました。中野区は出ていなくてよかったと。でも、出ていなくてよかったではなくて、いい取り組みも載っているのです。ですから、やっていないのではないのですけれども、アピールをしたり、区民や保護者と共有というのが足りない。削減のときもそうですけれども、言われて、すごく守勢に回ってしまうのですね。そうではなくて、「こういう給食をします」「こういう安全な給食を出します」「子どもたちのためにこういう給食をするので、あと15円アップさせてください」というふうに……。今から作り直すのではなくて、後追っかけでもいいのです。別に、おいしい給食担当をつく

れというのではないのですけれども、少なくとも「こういう給食をやっていますよ」というのをもうちょっと区民の方と共有できるようなものがないのかなと。

中野区の教育委員会は、年間5、6回ですか、学校訪問に行っ一緒に給食を食べたりする。あと、学校訪問に行ったときも、私もそうですけれども、皆さん給食の献立表を見たり。私の場合は、小学生と中学生の子どもがいて、週に1回は給食の内容を聞くのですね。私のころには出ていなかったような給食もあるのでレベルは高いと思うのですけれども、それというのは、ほかの区市町村で給食を食べたことがないからわからないのですね。だから、ここはやはり大変だと思うのです。でも、アピールというのを来年度はちょっとやっていただけたらなという願望です。

教育長

私も高木委員と全く同じで、これはどうして15円値上げしなければいけないかという理由を述べているだけですけれども、保護者向けですかとか、今後アピールしていくに当たって——『東京・足立区の給食室』という本も出ていますので、私も本を買わせていただきましたけれども、別にどっちがいいとかということではありません。見せていただいて、もっと頑張っている学校もいっぱいあるなと思いました。本をつくるつくりたくないということだけではなくて、食育という観点からも、家庭での食生活ということもなかなか厳しい状況もありますので、そうしたことも視野に入れたアピールというものをしていきたいと思って学校教育担当副参事と一緒に話をしているところです。

学校教育担当副参事の考えをお願いします。

副参事（学校教育担当）

今回の改定のご報告の中ではちょっとお伝えできなかったのですけれども、この改定の検討を進めております学校給食運営委員会の中でも、やはり値上げという話とか、食材費の話だけではなくて、課題についてもいろいろ検討してきております。今年度中にまた検討するというので、一応今三つのことを考えています。

一つは、給食費の改定が実感できるような献立をとにかく来年度工夫を示していくということを具体的に少し検討するということがあります。それから、各学校での給食とか、給食を通した食育の活動というのは、各学校かなりいろいろな工夫を行っているのですけれども、それが家庭での食生活の改善とか食育に届くというところをどんな工夫ができるかということを検討するというのを今予定しています。もう一つは、放射性物質の汚染のこともそうなのですが、安心・安全な給食を提供するために、学校の中で給食室

の衛生管理ですとか、食材の選定というのかなり工夫をして取り組んでいるのですけれども、表に出るものでは何もご紹介ができていないという状況もございますので、これらについても学校と区のホームページも活用しながら、どういうふうに区民の皆さんにご紹介できるかということ今年度中に検討していくということで準備をしているところです。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

大島委員

手続的なことなのではございますけれども、給食費の月額、このご説明でも各学校の実施回数によっても違って来るかと思うのです。教育委員会としては1食の単価をこういうふうにするかという今の考えがまとまったということなのではございますが、給食費の1食を幾らにするかというのを決める権限はどこにあつて、どういうふうにしたら決まるものなのですか。例えば議会の議決が要るとか、条例がどうだとか、教育委員会で決めていいとか、学校が決めていいとか、どういう権限なのでしょう。

副参事（学校教育担当）

給食費につきましては私費会計となっております。区の予算とは全く別の扱いになります。中野区では、学校の校長先生、栄養士の皆さん、あとPTAの方たちも入った学校給食運営委員会という会議で検討するというので、検討案をまとめるという手続をとって、その案を教育委員会の教育長に報告するという手続をとっています。教育委員会事務局で、全体的な調整ですとか、関係の皆さんにご意見を伺うとかという手続を経て、教育委員会事務局として決定する。それは1食単価についてのみ決定するということになります。

大島委員

ということは、教育委員会事務局が1食の単価を決める権限があるという理解でいいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりでございます。

山田委員長

高木委員も教育長もおっしゃっていたように、給食費だけにこだわるとこう言った文言になってしまうので、今後の中野区の給食のあり方とか、大きな題材にしては。先ほど教育長もおっしゃっていますけれども、私も「知・徳・体」の中にもう一つ、「食」というのが必要だと思うのです。給食をやっている国は日本だけだと思うのです。そこで子ども

たちに食育を学ばせるということの観点から、そのために教育委員会としてこんなメッセージを出しますよというようなものがあつたほうが良いというのは高木委員のご意見だと思うのです。

例えばの話、パフォーマンスかもしれませんが、アトランダムに食材を持ってきて放射線量をはかってみるとか、そんなことを教育委員会の権限でやってみるとかいうことでも。抜き打ちの検査というのは時々やりますよね。私の医院も保健所に時々入られますけれども、そういうことも必要ははずです。やってみたら大丈夫だったということが区民にわかれば、「あっ、やっているんだね」ということがわかるわけです。そういったことを打ち出していくことで食に関してみんなで勉強できる。

あと、私は食育推進協議会にいたので、「朝ごはん」だって、毎回学校に連れていけばいいのです。そういったことをみんなでやるということで地域で盛り上げていけば……。何かうまく連携してこないのですね。「ここがやっているから」とかではなくて、「みんなで食を考えるよ」ということをやれば、多少の値上げは皆さん理解していただけるのかなど。いろいろなことで取り組みができるのではないかと思います。

すごくいいデータも出ています。例えば、残食率はどうだったとか、それをなくすための工夫はこんなことをやっていますよとか。やはり、そういったPRが下手なのかなというところだと思うのです。ぜひその辺も踏まえてお願いしたいと思います。

ほかにご意見ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

次に、事務局報告の第3番、「インフルエンザ様疾患による臨時休業状況について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿ってご報告させていただきます。

都内インフルエンザの定点医療機関からの第3週（1月16日から1月22日）の患者報告数が1医療機関当たり14.7人というふうになりまして、流行注意報が発令されているという状況になりました。区内のインフルエンザの定点の医療機関からの第3週の報告数というのは96人、定点当たり8.7人というふうになっております。その状況を反映するように、学級閉鎖、学校閉鎖、それから時間短縮というような対応が、こちらにお示ししましたような形で増えてきております。

特に今週に入りましてから急激に増えておりまして、ご覧いただきますとおり、1月24日からの塔山小学校、それから、江古田小学校は学校閉鎖ということで1月24日から26日まで閉鎖をいたしました。それから、新井小学校も1月24日から26日、今日27日から30日という形で閉鎖になっております。あと、新山小学校、武蔵台小学校、緑野小学校、いずれも今週になってからの学級閉鎖ということになっております。

中学校につきましても、九中の一部を除きまして、すべて今週に入ってから学級閉鎖・時間短縮ということになっております。

こちらの流行注意報が発令されましたので、保健所と連携をとりながら、学校のほうにも対応につきまして改めて通知を出したところでございます。

山田委員長

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

毎年、1月の授業が始まって2週間ぐらいになると、決まったようにインフルエンザが出る。なぜかよくわかりませんが、どうしてもこの時期ですよ。やはりちょっと注意しなければいけないのかなと思うのです。

今日たまたまテレビをかけていましたら、佐賀県のある市では、学校給食か何かで、ヨーグルトを使ったらインフルエンザが出なかったという報告があるのです。昔から日本人というのは、例えば、ぬか漬けを食べたり、発酵食品で免疫力を高めていたのではないかなと私も思うので、ぜひ給食も、牛乳に限らず考えては。そういった面の医学的な根拠は今度示したいと思えますけれども、それはそれでいいのではないかなと思うのです。でも、今、そのヨーグルトは全国各地で品切れだそうです。今日の12時以降は売り切れて、ないということでしたけれども、そんなことというのはあるのです。ですから、そんなことも踏まえて、早くに終息していただけることを願っています。

実は昨日、日本学校保健会の会議があったときに——学校欠席者情報ということをご承知でしょうか。全国的に、学校で欠席があったら、オンラインで学校保健会を通じて感染症情報センターで集約するというのをやり始めているのです。まだ全国で3分の1ぐらいしか普及していないのですが、東京では何と中野区はトップにそれを取り入れているのです。あと、島根県と香川県ということで、今度またそういった全国展開を……。

何を言いたいかということ、感染症というのはサーベイランス、どこでどんなものがはや

っているかというものを調べる一つのすべが学校にあったらいいのではないかということです。これが全国展開できれば、どこの地域で子どもたちが休み始めたか、原因は熱なのか、せきなのかということがわかってくる。すると、感染症情報を全国的にとらえることができるという壮大な計画です。中野区の養護の先生方が主に入力していっしょなのですけれども、なれば5分ぐらいと言っておりましたけれども、そういったことを全国的にやっというここと、サーベイランスを強化しようということが言われていました。

ほかにご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、第4番目、「平成23年度体力調査の結果と体力向上に向けた取組について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、今年度の体力テストの結果及び体力向上に向けた取り組みについてご報告をいたします。

資料の1枚目のところがございますけれども、これまで同様、趣旨及び調査の実施概要、それから分析等についてはお読み取りいただきたいと存じます。既に子どもたちには結果をお返ししているところがございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、今年度の状況についてお伝えをいたします。

まず、一番上の部分でございますが、左側の上が小学校、下が中学校の東京都との比較でございます。棒グラフの下の数値のところを19年度から見ていただきますと、19年度から20年度まで小学校は上がっておりまして、21年度で70%、昨年度は63%と下がりました。中学校につきましては19年度から上がっていて、昨年度1%減ったというところがございます。昨年度と今年度と比べますと、63が52になったり、78が54になったりというように大きく下がっているところが見られるわけですが、実はこれは東京都の調査の仕方、統計の仕方が変わったことによるものでございます。22年度までは東京都が抽出校でデータを分析していたわけですが、今年度23年度はスポーツ教育推進校、いわゆる体育に力を入れている学校のデータを集計しているというところがございます。一生懸命やっている学校ばかりのデータとの比較ですので、どうしても見た目にはこういう形で下がってまいります。ただ、右側のグラフ、「中野スタンダード」ということで通過率を設定したものに關

してもやはり減になっております。微減ということではありますけれども、21年度あたりで若干上げどまりということになってきているのかなということが見えてまいりました。

具体的な中身でありますけれども、(2)の22年度と23年度の比較であります。「▼」が都の平均を下回るものということなのですが、先ほどお話ししたように、もとのデータ自体がかなり上がってしまっているということもあります。ただ、ご覧いただきますと、男女ともに柔軟性をはかる長座位体前屈、それから、これも課題でございましたが、ボール投げのあたりが継続的に低いという状況がございます。反面、反復横跳びですとかシャトルランのような敏捷性とか持久性というものに関しては、問題は大きくないというか、逆に都を上回っているような状況がございます。子どもたちの生活習慣というのでしょうか、特にボールを遠くに投げるといって自体が遊びの中でも余りないということも大きな課題だというふうに思っています。

また、今年度、大きく特徴的なものは、1年生が、都の平均が上がっているとはいっても全体的に少し下がっているような気がします。幼児の体力というのが本区は落ちているのかなと。昨年度から区立幼稚園、保育園で体力向上の取り組みをずっとやってきているわけですが、それがなかなか見えてこない。私立のこともございますので、そのことも含めてなかなか見えてこないという状況がございます。

今後でございますけれども、まず第一には、体を動かしたくなるような運動をということで、これまでもフラッグフットボールを入れてやってまいりました。敏捷性とか持久性が高まっているのはこの成果であるというふうにも思っているところでありますけれども、その辺を工夫していくことが一つ。

それから、特に中学生の女子に見られる運動しないという傾向を何とかしなければいけないということがございます。ここもやはり家庭との連携が大事であります。家庭でも運動するというのでしょうか、運動の日常化ということが大きな問題でございます。

また、昨年度に引き続き今年度も幼児向けの元気アップ！事業ということで開催いたします。また、フラッグフットボールが国体のデモンストレーション競技になるということもありまして、その辺も含めて、幼児の体力向上とフラッグフットボールを全区的な展開へと思っているところでございます。

ご報告は以上であります。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

幼児の、特に1年生のところでの結果が非常に下がっている。実は区立の幼稚園ではかなり研究目標を定めてやっていたし、認定こども園などへ行っても、ある専門家を招いてやっていた経過を私たちは見ているのですが、一つは、今、保育園から上がっているお子さんも——多分、1年生の半数以上は保育園から上がっているのかもしれませんが。保育園で体を動かすということの取り組みはどのように取り組まれているか、わかりましたら教えてください。

副参事（就学前教育連携担当）

保育園につきましては、遊びの中で体を動かすことが好きになる子どもを育てるということで、運動遊びプログラムというのを普及させようということで、運動遊びの中で、例えば鬼ごっこですとか、そういった中野区のスタンダードと、体力向上の小学校の取り組みにつながっていくようなプログラムを設定いたしまして、それを保育園児の中で普及させようということで取り組んでいるところでございます。

教育長

今、働く母親が多くなって、保育園は定員を大分拡大してきていまして、4歳、5歳児ではその年齢の40%ぐらいが保育園になっています。今ご紹介しているように、区立保育園では——区立幼稚園も含めてですけれども——運動遊びプログラムを積極的に取り組んでいて、その部分では非常に伸びていると感じているのですけれども、この間、北原小学校でかみさぎ幼稚園の園長がお話ししていたように、幼児教育では保育園と幼稚園の違いだけではなくて、私立幼稚園、私立保育園という区分けもあるものですから、そこの連携というのが大きな課題かなというふうに感じています。中野区では、保幼小連絡会ですとか、幼稚園は区幼研（中野区幼稚園教育研究会）というのを私立と公立でやっていますので、そういう場を積極的に活用するようなことで展開していきたいと思っていますのですけれども、私立は私立の建学の精神といいますか、そういうのもありますので、どういふふうに普及させていくのかというのが今後の課題かなと思っています。

山田委員長

今日のこういった小学校1年生のデータを広く区民に周知して、幼児教育センターというものも創設しているわけですから、そこの権限を強くして、中野区の子どもたちにこういうことが起きていますよということで啓発していくしかないと思うのです。一方では、



保育園が民営化されるとなかなか難しい。権限が及ばなくなってくるものですから難しい。また、認証保育園に至っては、ただ預かっているというだけの施設もある。この辺の実態があるわけですから、本当は子どもは体を動かすことは得手なはずなのですけれども、それがなかなかできていないということがあるのかなと思います。

あとは、私も最近気がついたのですけれども、今、公園などに鉄棒がないですよね。握るということが子どもたちは非常に下手だと思うのです。昔、私たちは中学校で重たい荷物を握って持っていきましたよね。今はそういうことも余りしない。肩からかけてしまう。本当は、これも育ちの中ではいけないのではないかなと。だから、ボールがつかめないから遠くへ飛ばないという基本的な話ではないかと思うので、その辺も踏まえてこれからの対策をとらなければいけないと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

では、事務局からそのほかに報告事項はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。

ただいま傍聴の方はいませんが、今後の教育委員会の開会予定について確認します。

2月は、3日、10日、17日、24日、すべて午前10時から、いつものとおりこの場所で教育委員会の会議を開会いたします。

これもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。

午後9時15分閉会